

担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものを除く）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

- ・ろ過施設
- ・精製施設
- ・廃ガス洗浄施設

<本書でカバーしている下位法令>

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（S46政令264号）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（S46大蔵・厚生・農林・通産・運輸省令3号）

～環境法豆知識 その4～

【適用される環境条例をどうやって見つける？】

環境法の対応で企業を悩ますのが、自治体で制定されている環境条例を調査・特定することだろう。特に全国各地に多くの事業所を抱える企業の場合にそれが言える。定式化された調査方法はないが、調べるコツはある。環境規制を定めている主要条例は、多くの自治体では生活環境保全条例（公害防止条例）となる。それ以外に、特定の環境テーマに特化した条例を定めているときもあるが、その多くは「地球温暖化」と「廃棄物」に関連したものだ。

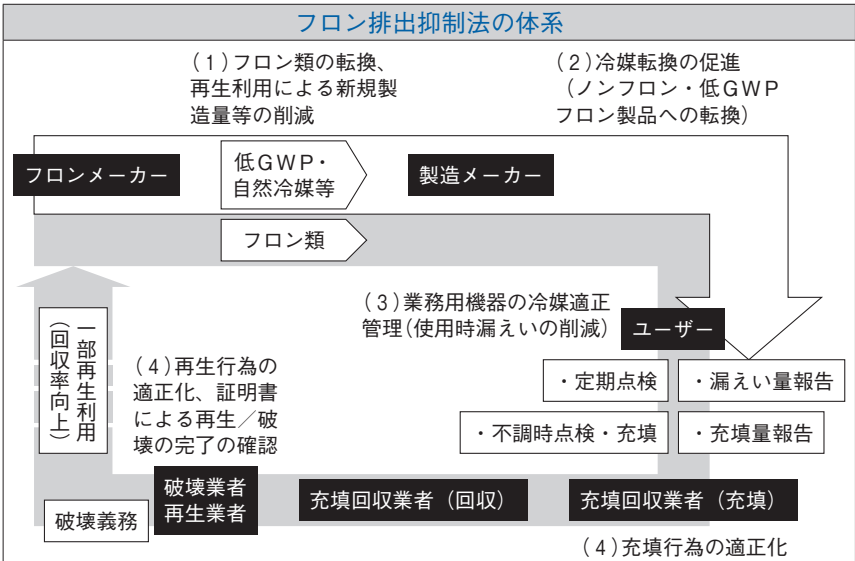
そこで、自社の事業所が属する都道府県と市町村の条例のうち、①生活環境保全条例、②温暖化対策条例、③廃棄物対策条例があるかどうかを確認し、そのような条例があれば自社に関係する規制の有無を調べていけばよい。完全なチェック方法ではないものの、規制の多くはフォローできるのではないだろうか。

11 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

略称：フロン排出抑制法

法フロン排出抑制

| | |
|----------------------|---|
| <p>審査・監査における確認事項</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1) フロン製造業者：フロン類の低GWP化・フロン類以外への代替 2) 機器製造業者：指定製品の低GWP化・ノンフロン化、環境影響目標値達成、特定製品・指定製品への表示 3) 管理者（ユーザー等）：適切な場所への設置、機器の点検、漏えい発見時の対応、点検等の履歴の保存、算定漏えい量報告、フロン類充填回収業者に委託 4) 充填回収業者：登録、充填に関する基準遵守、引渡義務、再生証明書・破壊証明書の回付、充填・回収量報告 5) 再生業者、破壊業者：再生証明書・破壊証明書の交付 6) 行程管理票による管理 |
| <p>法令の目的等</p> | <p>オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講ずる</p> |



出典：環境省「フロン類対策の一層の推進について」

【表4】 管理第1種特定製品の設置と使用環境 (H26.12.10経産・環境省告示13号 第1)

| | |
|------|--|
| 設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> ① 損傷等を与えるおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと ② 設置場所の周囲に、当該管理第1種特定製品の点検及び修理の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること |
| 使用環境 | <ul style="list-style-type: none"> ① 設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと ② 他の設備等を管理第1種特定製品に近接して設置する場合は、当該管理第1種特定製品の損傷等その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること ③ 定期的に、凝縮器、熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受けに溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと |

【表5】 簡易点検 (H26.12.10経産・環境省告示13号 第2-1、別表1)

| 管理第1種特定製品の種類 | 検査を行う事項 |
|--------------|---|
| エアコンディショナー | ① 管理第1種特定製品からの異常音並びに管理第1種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無 |
| 冷蔵機器及び冷凍機器 | <ul style="list-style-type: none"> ① 管理第1種特定製品からの異常音並びに管理第1種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無 ② 管理第1種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度 |

【表6】 定期点検 (H26.12.10経産・環境省告示13号 第2-2、別表2)

| 管理第1種特定製品の種類 | 管理第1種特定製品の区分 | 点検を行う回数 |
|--------------|---|--------------------|
| エアコンディショナー | 圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上50kW未満 50kW以上 | 3年に1回以上 1年に1回以上 |
| 冷蔵機器及び冷凍機器 | 圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上（輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するものにおいては、当該内燃機関の定格出力のうち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が7.5kW以上） | 1年に1回以上 |

備考：管理第1種特定製品の区分は、2以上の電動機又は内燃機関により圧縮機を駆動する第1種特定製品にあっては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計により適用する

64 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

略称：鳥獣保護法

法令の目的等

鳥獣の保護及び管理のための事業を実施し又狩猟を適正化することにより鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除及危険の予防を図りもって生活環境の保全と農林水産業の振興等に資すること

| 遵守事項 | | 適用条件・ポイント | 条項 |
|------|--------|---|-----------------------------------|
| 定義 | 鳥獣 | 鳥類又は哺乳類に属する野生動物 | 法2① |
| | 保護 | 生物多様性、生活環境保全、農林水産業の健全な発展のための以下の措置 ・生息数を適正な水準に増加させること ・生息地を適正な範囲に拡大させること ・生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること | 法2② |
| | 管理 | 生物多様性、生活環境保全、農林水産業の健全な発展のための以下の措置 ・生息数を適正な水準に減少させること ・生息地を適正な範囲に縮小させること | 法2③ |
| | 希少鳥獣 | (1)国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣 (2)環境省令で指定：鳥綱103種、哺乳綱33種 | (1)法2④ (2)則1の2、別表1 |
| | 指定管理鳥獣 | (1)希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの (2)環境省令で指定：イノシシ、ニホンジカ | (1)法2⑤ (2)則1の3 |
| | 法定猟法 | 次の銃器又は網、わなを用いる猟法 銃器：装薬銃、空気銃（コルクを発射するものを除く） 網：むそう網、はり網、つき網、なげ網 わな：くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな | 法2⑥ 則2 |
| | 狩猟鳥獣 | (1)捕獲等の対象となる鳥獣 (2)環境大臣が指定。鳥綱28種、哺乳綱20種 | (1)法2⑦ (2)則3、別表2 |
| | 狩猟 | 狩猟鳥獣の捕獲等をする事 | 法2⑧ |
| | 狩猟期間 | 狩猟期間は、10月15日から翌年4月15日までの狩猟ができる期間 | 法2⑨ |
| | | | (1)鳥獣、鳥類の卵の捕獲又は採取、損傷の原則禁止 (例外) |

| 遵守事項 | | 適用条件・ポイント | 条項 | |
|---|----------|---|--|--------------------------------|
| 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限 | 一般 | (2) 狩猟期間における狩猟可能区域 (※) での狩猟鳥獣の捕獲等 (3) 農林業等に伴うやむを得ない場合 (4) 上記(3)におけるもぐら科全種と ねずみ科全種(ドブネズミ、クマ ネズミ、及びハツカネズミを除 く)の捕獲等又は採取等 (5) (※) 狩猟可能区域：鳥獣保護区、 休猟区、公道、自然公園特別保護 地区、都市公園等、原生自然環境 保全地域、社寺境内、墓地以外の 区域 | (1) 法8 ㉔ (2) 法8、 11 (3) 法8、 13 (4) 則12 (5) 法11、 則8 | |
| | | 対象狩猟鳥獣の捕獲及び捕獲数の制限。特定の猟法の禁止(表1) | 法12①㉔ | |
| | | (1) かすみ網(使用禁止猟具)の所持 (2) 販売、頒布の禁止 | (1) 法16① ㉔、則17 (2) 法16② ㉔ | |
| | 承諾 | 垣、さく等で囲まれた土地や作物のある土地での狩猟行為。土地の占有者の承諾が必要 | 法17㉔ | |
| 学術研究、農林水産業及び生態系への被害防止、数量調整を目的として狩猟等又は捕獲等の行為を行う者 | 許可 | 環境大臣または都道府県知事の許可が必要 | 法9①㉔ | |
| | 許可証の携帯提示 | (1) 許可証の携帯、提示 (2) 有効期間終了時の返却 | (1) 法9⑩ ㉔ (2) 法9⑪ ㉔ | |
| | 表示 | 捕獲等をするとき、使用する猟具へ住所・氏名等を表示 | 法9⑫㉔ | |
| | 報告 | 有効期間満了時より30日以内。捕獲又は採取等の結果を環境大臣または都道府県知事へ報告 | 法9⑬㉔ | |
| 飼養・販売等の規制 | 一般 | 禁止 | 販売禁止鳥獣等(ヤマドリ)の販売の原則禁止 | 法23㉔ 則22 |
| | | 許可 | 学術目的、養殖目的、鑑賞目的で販売 禁止鳥獣等の販売は都道府県知事の許可が必要 (人工増殖の場合、放鳥、はく製、食用、羽毛の加工も許可対象) | 法24① 則23 |
| | | 許可証の管理 | (1) 販売時の販売許可証の携帯、提示 (2) 有効期間満了時等の返却 | (1) 法24⑦ ㉔ (2) 法24⑧ ㉔ |